

健康保険制度の改正について（お知らせ）

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い健康保険法等の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されます。

《標準報酬月額の上限の引き上げ》

標準報酬月額が、現在の上限47等級121万円から上位に3等級区分が追加され、上限が50等級139万円に引き上げになります。

等級	標準報酬月額	報酬月額
47	1,210,000 円	1,175,000 円以上 1,235,000 円未満
48	1,270,000 円	1,235,000 円以上 1,295,000 円未満
49	1,330,000 円	1,295,000 円以上 1,355,000 円未満
50	1,390,000 円	1,355,000 円以上

追加

《標準賞与額の年度累計額の上限の引き上げ》

保険料の対象となる標準賞与額の年度累計額の上限が現在の540万円から573万円になります。

《傷病手当金及び出産手当金の支給日額の変更》

傷病（出産）手当金の支給日額が支給開始日以前12カ月における標準報酬月額の平均額から算出した額になります。

【現行】1日当たりの支給額	【平成28年4月1日から】1日当たりの支給額
$\left(\begin{array}{l} \text{支給対象日の属する} \\ \text{月の標準報酬月額} \end{array} \right) \div 30 \times \frac{2}{3}$	$\left(\begin{array}{l} \text{支給開始日の属する月以前} \\ \text{直近の継続した12カ月間の} \\ \text{標準報酬月額の平均} \end{array} \right) \div 30 \times \frac{2}{3}$

※12カ月に満たない場合は、「支給開始日以前直近の継続した各月の平均」または「全被保険者平均（前年度9月）」のいずれか少ない標準報酬月額から算出した額が基準となります。

- ① 被保険者（任意継続被保険者を除く。）であった者が資格喪失日以降に傷病手当金の支給を始める場合は、資格を喪失した日の前日（退職日）の属する月以前の継続した12月の標準報酬月額を使用して算定します。
- ② 同一の保険者（健康保険組合）において、同一の月に2以上の標準報酬月額がある場合は、当該月の最後の標準報酬月額を平均の算定に用います。（ただし、傷病手当金の支給を始める日の属する月においては、その支給を始める日において定められている標準報酬月額となります。）
- ③ 支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月以内に同一の保険者内の任意継続被保険者期間が含まれる場合は、その期間の標準報酬月額も平均の算定に用います。

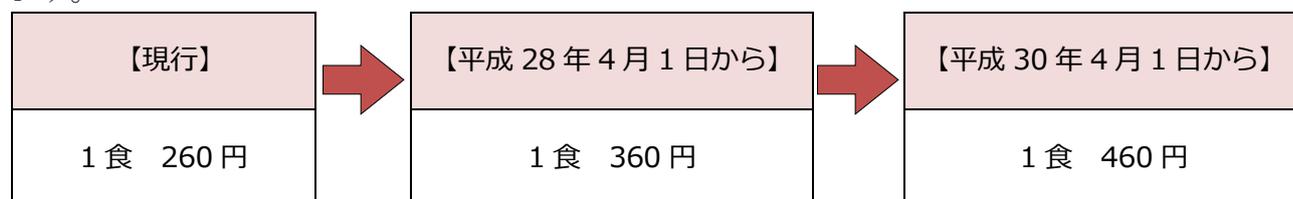
- ④ 支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月以内に、同一の保険者内における適用事業所の変更または健康保険組合の合併・分割・解散があった場合は、添付書類が必要となります。
- ⑤ 健康保険組合の合併・分割・解散があった場合、権利義務を継承した健康保険組合または協会けんぽは、引継いだ健康保険組合の標準報酬月額も平均の算定に用います。
- ⑥ 傷病手当金の支給中に別疾病で傷病手当金を受けることができる場合は、それぞれの支給開始日により支給金額を計算し、いずれか高い額を支給します。
- ⑦ 出産手当金の申請及び支給額の算定方法については、上記①から⑤を準用します。

《海外療養費の添付書類の追加》

「パスポートなど海外渡航した事実が確認できる書類の写し」のほかに「保険者が海外の医療機関に対して照会することができる同意書」の添付が必要となります。

《食事療養標準負担額の変更》

入院時に保険医療機関の窓口で支払う食事療養標準負担額が、段階的に引き上げられます。



※低所得者・難病・小児慢性特定疾患の患者負担は据え置き

《紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入》

紹介状を持参せずに大病院（特定機能病院及び病床数が500床以上の医療機関の予定）を受診した場合等に、初診または再診時に医療費の一部負担金に加えて定額の特別料金の徴収が義務付けられます。

※最低額は 初診 5,000円（歯科は 3,000円）
 再診 2,500円（歯科は 1,500円）

《患者申出療養の創設》

患者の申出に基づき厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養が、保険外併用療養費の支給対象になります。